

貧困研究から見るベーシック・インカム

ベーシック・インカム(BI)とは、国民（女性、子供にも）に定期的に一定額の金銭給付をするという構想なので、貧困者にとっては最低生活を保障される事となり、BIは事実上の普遍的な公的扶助、貧困対策の機能をもつ。そこで貧困政策の側面から BI を考える。

① 貧困研究から学ぶもの

センの貧困研究は、所得を媒介にする社会的厚生関数（貧困測度）の研究として始まっている。彼はこの伝統的な手法によって、セン測度と言われる貧困者内部の格差に注目する新しい貧困測度を開発し、貧困とは絶対的貧困を核としつつ、相対的貧困を重ね持つ社会問題であり、相対的貧困はその社会の平均的な水準と言う他者との比較において問題になる点で、その本質は不平等、格差問題である事を示している。

絶対的貧困とは生物学的な生命維持を軸にする最低生活線以下の所得状態だが、これに対して戦後復興なった豊かな時代を迎える 1970 年代になって、P. タウンゼントは「貧困な人々の生活資源は、平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて極めて劣っているために、通常社会で当然とみなされている生活様式、習慣、社会的諸活動から事実上締め出されて (deprived) いる」という相対的剥奪(relative deprivation)概念を提示した。

相対的剥奪は生物学的な生存は果たせていても、貧困のもたらす無気力状態などの「質的なものを視野に入れた」新しい貧困概念として、貧困が人間に無気力状態を引き起こす、人間の本質である思惟し、行動する力、ケイパビリティ（潜在能力）を弱める社会問題である事を示している。

ここに貧困政策は、人間の生きる力、活動力などの人間の本質を衰弱させる問題への対応であり、生産現場でのマンパワーの質にも係わる問題として、経済政策の前提とされるべき政策である事が示されていると思われる。

貧困とは相対的貧困という不平等問題を抱えているが故に、経済問題、財の再配分問題を越えて、社会政治的な多焦点性を持つ問題である事が浮かび上がってくる。貧困へのアプローチは、厚生に変わるケイパビリティ（潜在能力）と言う多様な情報に依拠する量を問題にする事により、貧困の様々な焦点、局面を顕にする事が出来ると考えられる。

貧困研究の現段階を踏まえれば、貧困政策に考慮されるべき視点は以下の通りである。

1. 貧困とは人間にとって大切なものが不足している状態であり、その大切なものとは物質的満足、豊かさを含んでいるが、そればかりではない。それはその人が望むような生活が実現されているか、否かであり、実現するための手段、方途、行動が社会的な制約に晒されていない事と考える事ができる。制約があればそれを補う社会システムが必要であり、所得、生活財の窮乏は、その豊かさを実現する方途、行動の自由のベースを欠くことになる。 **—財の公正配分は不可欠—**
2. 絶対的貧困と相対的貧困は混然一体的であるところから、絶対的貧困に対する生

活財や所得保障の給付等は、相対的貧困への対応（非貨幣的ニーズ、社会的制約への対処）である諸社会サービスとリンクして、混然一体的な支給が求められている。—生活財や所得保障制度は社会サービスとの混然一体的な支給が必要—

3. 各人のケイパビリティ（潜在能力）の平等、拡大を求めるならば、個々人の社会行動の制約条件を解消するための社会サービス（医療・福祉・雇用・教育）は重要であり、そのアクセス保障が求められる。制度は人間の多様性を前提として、利用者の選択性を保障できる、利用者中心主義的な実施が求められる。

—社会サービスの整備、制度利用に利用者中心主義的な視点が大切—

② ベーシック・インカムはどのように構成されるのか

上記1により所得保障制度(BI)は貧困政策の中核部分、基礎部分に位置すると考えられ、かつ上記2により対人社会サービスとの一体的な構成、実施体制を採る必要があるだろう。

社会サービス実施体制において社会保険形式を採るならば、所得保障制度(BI)はその社会保険税、分担金の担保をする機能から、社会保障制度全般(所得保障と社会サービス)の中核に位置する事になる。

そして上記3により自己決定の尊重など利用者中心主義的な構成が求められる。この観点は制度が現に困窮している人々の支持を得て必要な時には利用される為に必要不可欠な観点であり、制度定着の鍵となるであろう。

BIは全ての国民(女性、子供も含む)への無条件一律給付なので、利用者の個別性や自己決定を無視する制度とも考えられるが、使用目的に制限を付ける事無く給付されるならば、それぞれの受給者は自己決定的に自分の生活実態の即した使い方ができる、利用者側の自己決定する力、思惟し行動する力を引き出す制度となる事ができるであろう。

構築主義的なアプローチ(当ホームページのアファーマティヴ・アクションから見る福祉制度参照)を参考にすれば、福祉制度受給者への偏見に配慮して福祉受給者と非受給者との間の社会的な違いを薄めるために、その違いを分ける境界線、ミーンズテストのあり方が問題となる。一律無条件給付である完全BIは、受給者と非受給者という二つの集団の差異をなくし国民全体を均質化するという意味で、スティグマ無き究極の形式でもあろうが、そこまでのステップとして様々なバリエーション(**部分BI**)が想定され得る。

この金額の中で人間の思惟し、行動する力を引き出し得るような、利用者裁量、利用者自己決定が果たされる**部分的BI**を求めると言う選択肢がありえよう。

(このような給付は世帯内の強者が弱者の給付金を収奪する等の不公正が生じる可能性は否定できないが、現に困難に直面している被災者、被虐待者などの行動の自由、選択性は格段に増すであろう。社会や家族内の力関係を変化させるであろう。)